



コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

作成: 2019 年 6 月 27 日

最終改定: 2021 年 6 月 29 日

当社は、東証 JASDAQ 上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの「基本原則」をすべて実施しております。また、当社は、上場規則により東証 1 部・2 部上場企業にのみ開示が求められている、11 の開示原則についても、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、以下のとおり自主的に開示いたします。

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示

1.

【原則 1-4.政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。

また、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は、原則として純投資以外の目的で、上場株式を保有することはありません。但し、投資先企業の成長性、将来性、取引関係等を勘案し、当該株式の保有が当社の企業価値向上に繋がり得ると取締役会で判断した場合は、この限りではありません。なお、当社が上場株式を政策保有する場合、毎年、取締役会において当該政策保有株式について、その保有の適否を検証します。

政策保有株式に係る議決権の行使については、政策保有先の中長期的な企業価値の向上に繋がるか、当社の企業価値が毀損する事態が生じないか等、総合的に検証したうえで、議案毎に賛否を判断します。また、原則として、全ての議案に対して議決権を行使します。

2.

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、その役員や当社グループ会社との取引について、競業取引及び利益相反取引に当たる取引または疑われる取引について、会社法の規定に則り、事前に取締役会での承認を得、取引の事後に報告を行うこととしております。

主要株主等との取引については、特定の株主に対する利益供与等により会社や株主共同の利益を害することが無いよう、コンプライアンスマニュアルを策定し、全役職員に誓約書を提出させることで、その遵守・徹底を図っております。

また、監査役会は、監査役監査基準の中で、これらの取引を含む異常な取引に対しての監査を行う旨、法令や定款等に違反する取引があった場合に取締役に対して助言又は勧告をする旨を義務付けております。

3.

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社の退職年金制度は、企業会計における将来リスクの軽減および経済合理性並びに従業員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、確定拠出企業年金制度を採用しております。また、企業年金の積立金の運用はなく、財政状況への影響はありません。

4.

【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

- (i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念は、当社 HP の下記 URL にて公開しております。

<https://www.astmax.co.jp/corp/ideal.html>

経営計画は、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延による経済社会活動への影響を注視し、機関決定時期を 2021 年秋ごろに予定しております。なお、過去の中期ビジョンは下記 URL にて公開しております。

<https://www.astmax.co.jp/ir/library/pdf/vision201608.pdf>

- (ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、当社 HP の下記 URL にて公開しております。

<https://www.astmax.co.jp/ir/management/governance.html>

また、東証で開示しているコーポレート・ガバナンス報告書「1. 1. 基本的な考え方」においても公開しております。

基本方針については JASDAQ 上場企業として実施すべき基本原則を踏まえたコーポレートガバナンス・ガイドラインを、当社 HP の下記 URL にて公開しております。

<https://www.astmax.co.jp/ir/management/pdf/guidelines.pdf>

- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

東証で開示しているコーポレート・ガバナンス報告書「2. 1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」にて公開しております。

(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と
手続

取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて本開示資料7. 【4-11①】の該当箇所にて公開しております。

また、監査役の選任に当たっては、適正な監督機能を発揮しうる、財務・会計又はコンプライアンス等の豊富な見識、経験を有する人材を候補者として指名しております。

なお、法令又は定款に違反する行為があった場合や、期待される役割に不適格であると認められる場合、取締役会は株主総会にその解任を付議いたします。

(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う
際の、個々の選解任・指名についての説明

社外取締役候補や社外監査役候補の選任・指名については、株主総会招集通知の中で説明しております。

また、現任の社外取締役2名および社外監査役4名の選任の理由については、東証で開示しているコーポレート・ガバナンス報告書「2. 1. 【取締役関係】会社との関係(2)」および「2. 1. 【監査役関係】会社との関係(2)」でも公開しております。

5.

【補充原則 4-1①】

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社の取締役会は、法令または定款に規定のあるもののほか、取締役会規程において、取締役会の決議を要する事項を定めております

また、同規程の中で、代表取締役及び取締役に業務の執行を委任することができる旨を定め、より具体的には職務権限規程において、当該委任することのできる各事項を規定することで、経営陣に対する委任の範囲を明確なものとしております。

6.

【原則 4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社が策定する独立性判断基準については、下記 URL にて公開しております。

<https://www.astmax.co.jp/ir/management/pdf/dokuritsu.pdf>

7.

【補充原則 4-11①】

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

【取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

当社は、定款上の員数である8名以内の取締役及び5名以内の監査役で取締役会を構成し、取締役については社外取締役を2名以上置くこと、監査役については半数以上の社外監査役を置くことを基本的な考え方としております。

当社は、上記の考え方に基づき、現状、業務執行権を有する取締役2名、独立性を有する社外取締役2名の計4名の取締役、並びに、独立性を有する社外監査役を4名置いております。

取締役会については、弁護士である社外取締役、経営者として豊富な経験を有する社外取締役及び会計等の専門性を持った社外監査役等を置くことを通じ、グループ全体のガバナンスを強化すると共に、取締役会全体としてのバランス及び多様性を確保しております。

現在の取締役会の構成・規模については、以上のことから適切なものと考えております。

【方針】

当社は、以下の選定基準原則を満たす者を取締役候補者とするにより、当社の考える取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を確保することを基本方針としております。

- (1) 責任感をもって会社の意思決定を行うことができる決断力、社会の変化を読み取り、変革を進めることができる能力及び事業推進にあたっての企画・構能力等、取締役としてふさわしい人格・見識を有し、様々な課題を解決していく力量と優れたコミュニケーション能力を併せ持つこと
- (2) 経営の諸問題について精通し、経営感覚に優れていること、及び当社の主要事業とする分野において、経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係や取引関係がないこと
- (3) 高潔性、公平性を有し、併せコンプライアンス意識に優れていること
- (4) 職務の遂行に当たり健康上の支障がないこと
- (5) 会社法第 331 条 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

【手続】

当社は、上記の選定基準を満たす取締役候補者について、社外取締役、社外監査役及び社内取締役から構成される指名・報酬諮問委員会にて検討を行い、その結果を取締役会に答申し、取締役会における選定決議を経て、株主総会に提案いたします。

8.

【補充原則 4-11②】

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社は、取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況について、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示しております。

また、その兼任の状況は、取締役及び監査役の役割・責務を適切に果たすため必要となる時間・労力を確保する上で、合理的な範囲内に留まっていると判断しております。

9.

【補充原則 4-11③】

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、取締役会全体の実効性に関し、自己評価を行うことを目的として、「取締役会評価規定に関する規程」を定めております。同規定に従い、評価主体となる代表取締役が、取締役会を構成する各取締役および各監査役より意見を収集し、集計・分析した結果を取締役会に対して報告することとしております。

また当該評価により抽出された課題については、事業年度ごとにアクション・プランを設定することができ、当該アクション・プランを設定した場合、達成状況を取締役会で議論することとしております。

なお、当社は 2021 年4月から6月にかけて、2021 年 3 月期に係る取締役会評価を実施し、以下の通り分析・評価を行いました。

- ・ 取締役会の開催頻度は適当であり、また、審議時間及び付議事項についても概ね適当と評価できるものの、議案説明及び議案提示時期については、引き続き改善すべき余地がある。
- ・ 機関設計については、引き続き当社の規模にあった適切なものと評価できる。取締役数、社外取締役数についても、適当と評価できる。
- ・ 重要な経営指標については、明確に認識することが強く求められており、それらの経営指標と予算・事業計画との繋がりを把握できる体制を目指すことが引き続き重要と考えられる。
- ・ 事業理解度については、役員間における情報共有の活発化が引き続き求められる。

以上の分析・評価から、今後次の施策を通じて、取締役会の実効性の向上に努めて参りたいと考えます。

- ・ 上程予定議案の事前審議、業務の進捗状況、今後の事業展開の方向性及び足元の課題等について、取締役及び常勤監査役が意見交換及び議論を行う場として、取締役ミーティングを月次にて開催する。

10.

【補充原則 4-14②】

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

1. 当社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針として、以下の事項を実施することにより、その役割・責務について更なる理解を深める機会を提供する。
 - (1) 代表取締役と監査役との意見交換（業務への取組、現状認識、課題確認、業務知識の相互補充を目的に四半期に一度行う）
 - (2) 社内取締役と社外取締役との定期的な情報交換会
 - (3) 業務状況を理解するための現場視察
 - (4) 外部弁護士による研修（会社法、コーポレート・ガバナンス、BCP 対応等に関する内容を予定）
 - (5) 情報交換のための役員懇親会
2. 取締役・監査役は、前掲の事項の実施に加えて、必要に応じて外部機関による研修を受講する等して、自己研鑽に励むよう努める。
3. 当社は、取締役・監査役が外部機関による研修を受講することを希望している場合、その費用について負担し、これを支援する。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するためには、株主との建設的な対話が重要であると認識し、当該対話の実現に資するため、経営企画室担当役員及び経営企画室が、総務室、経理室と連携することで、適時・適切な企業情報の開示と、株主とのコミュニケーションを推進しております。

そのうち、企業情報の開示に関しては、四半期決算の状況や、決算説明資料等を当社ホームページに開示することにより、当社の経営戦略や事業環境、経営成績等に関する理解を深めていただけるような取組みを行っております。

また、株主とのコミュニケーションに関しては、IR を担当する経営企画室が中心となり、個人株主からの電話・電子メール等での質問に関して回答を行うほか、代表取締役による個人投資家向け説明会を実施するなど、直接的な対話の場を確保しております。

そうした IR 活動によって得られた株主からのご意見、ご懸念事項等につきましては、経営企画室より、経営企画室担当役員、代表取締役に共有し、特に重要と判断するものについては、経営会議、取締役会等に必要に応じて更に共有いたします。

なお、当社は、個人株主からの問い合わせに対する回答、ほか個人投資家説明会や株主総会における質疑応答等、その形式を問わず、いかなる場合でも公平な情報開示を行うよう努めております。また、証券市場の公正性及び健全性の観点から、インサイダー情報の管理の重要性を認識しており、社内規程としてインサイダー取引防止規程を整備しており、インサイダー情報を厳格に管理しております。